

# 「AI」よりも「RPA」が先

株式会社コスモシステム 佐藤 修

「RPA」というキーワードを新聞や雑誌などでご覧になったことがあると思います。日本では昨年あたりから注目されていますが、何といても「働き方改革」の推進に無くてはならないモノとして注目が集まっています。

RPAとはいったいどんなものなのか、今号では概念的なところをご紹介します。RPA (R o b o t i c P r o c e s s A u t o m a t i o n) はロボットという表現ですが実際はソフトウェアです。ソフトウェアというと専門のプログラマが作成するというイメージですが、RPAは仕事の



手順を指示し、その手順を覚えさせることで自動化する、という手法です。EXCELやACCESSのマクロぐらいの

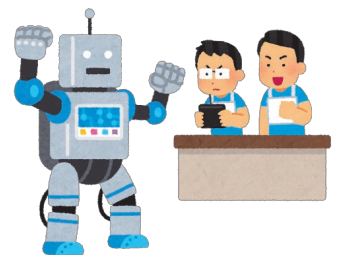
イメージが近いでしょう。昨今はやりのAIとも比較されますが、AIが自己学習しながら進化するのに対して、RPAはあくまで人間が指示したものをその手順のままで繰り返し作業する、というものです。当然、手順が変われば指示し直すことになります。

「働き方改革」はホワイトカラーの生産性向上を目指したものと言っても過言ではないかと思えます。産業用ロボットが工場のオートメーション化に一役買ったように、RPAはホワイトカラー業務の自動化を後押しする

ものです。

RPAとは、パソコン上で人間が行っている様々な操作をロボットが記憶し、人間に代わって自動で実行する、というように説明することができます。組織の観点では、RPAは人間が指示したとおりのことを忠実に実行してくれる有能な部下であり、そのため、RPAはデジタルレイバー：仮想的労働者とも呼ばれています。昼でも夜でも24時間働き通しでも、疲れなし残業という概念がありません。この有能なデジタルレイバーを使いこなすことによって、人間は単純作業から解放され、時間的な余裕が生まれ、よりクリエイティブなことに取り組むことが可能になります。

残業を減らせという大号令のもと、手っ取り早く「創造的な時間を減らして日常業務の作業時間を確保している実態」は間違っているといえます。だからこそ、今必要なのは単純作業を減らすことで、そのためにRPAを活用しようという機運が高まっているということでしょう。



<参考文献>

RPAの威力 安部慶喜・金弘純一郎共著  
日経BP社

まるわかり！RPA 日経ムック日経BP社

## 同一労働同一賃金（2）

弁護士 長谷川 留美子

以前のこのコーナーで、同一労働同一賃金の記事を書きましたが、その時ご紹介した正社員と有期契約労働者との間の賃金格差の事件について、先般、最高裁判所で、判決が二つ出されました。

労働契約法第20条によると、有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることによって、正社員の労働条件と相違する場合には、その労働条件の相違は、労働者の業務の内容や責任の程度、職務の内容や配置の変更の範囲、その他の事情を考慮して、不合理であってはならない、とされています。

一つ目の判決では、労働者の業務の内容や責任の程度、職務の内容や配置の変更の範囲が正社員と同じ有期契約労働者について、定年退職後に再雇用された者であることは、上記の「その他の事情」として考慮できる、とされました。つまり、定年退職後に再雇用された者であることによる労働条件の相違は、不合理にはならない可能性が認められました。そして、賃金が複数の賃金項目から構成されている場合、有期契約労働者と正社員との個々の賃金項目についての労働条件の相違が不合理かどうかを判断するに当たっては、賃金の総額を比較することのみによるのではなく、当該賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきとされました。その結果、この事件では、各賃金項目ごとに様々な事情を検討したうえで、精勤手当が支給されないことと時間外手当の計算基礎に精勤手当が含まれないという

相異のみ不合理とされ、残りの賃金項目の相異（正社員に対して能率給及び職務給を支給する一方で有期契約労働者に対してそれらを支給せずに歩合給を支給する、住宅手当・家族手当・役付手当・賞与を支給しないなど）については不合理でないとされました。

もう一つの判決は、業務の内容（トラック運転手）やその業務に伴う責任の程度に違いはありませんが、職務の内容及び配置の変更の範囲に関しては違いがある正社員と有期契約労働者の賃金の相異に関するものです。最高裁判所は、各賃金項目ごとにその趣旨を検討し、有期契約労働者に住宅手当を支給しないことは不合理でないとしましたが、皆勤手当、無事故手当、作業手当、給食手当及び通勤手当を支給しないことは不合理としました。これらの賃金項目は、それぞれが支給されている趣旨から、職務の内容及び配置の変更の範囲によって影響を受けるようなものではなかったからです。

期間を定めて労働者を雇い入れ、その労働条件に正社員との差異を設けている場合には、まず、その労働者の業務の内容や責任の程度、職務の内容や配置の変更の範囲が正社員と同じかどうか点検し、これらが同じである場合には他に異なる事情があるかどうかを確認し、それらの差異によって労働条件に差異を設けることが合理的といえるかどうか、検討する必要があるでしょう。

## (随想)

# トランプと金正恩の歴史的な会談

センター会長 杉浦 正康

2018年6月12日は、歴史的な記念日として記憶されることになりました。アメリカのトランプ大統領と北朝鮮の金正恩労働党委員長との会談が実現したのです。従来の常識ではとても考えられないことでした。

これは一つには双方の思惑が一致したこともう一つはやはりトランプ大統領という特異な人物が居たからだと思います。トランプ大統領の言動はとかく輦轡を買うことが多くあまり評価することが出来ないのですが、みずからの中間選挙を有利にしたいとの強い動機があったからとは言え今回のことだけは高く評価してもよいのではないかと思います。

米朝交渉の結果「米朝共同声明」が署名され発表されたわけですが、その内容について「北朝鮮の体制保証」が明確なのに対して「北朝鮮の非核化」のプロセスが具体的でなく、北朝鮮側にサボタージュの余地を与えてしまうのではないかと懸念や批判が出ているようです。金正恩委員長が親族を暗殺したり何回も国際的な約束を破った過去を持つ人物であることから信用できない気持にもなりますが、筆者の見解としては、トランプ大統領と金正恩委員長の相互の信頼関係は相当に確固たるものになったようですし、北朝鮮側が従来のような態度をとる懸念は非常に少ないのではないかと考えます。と言いますのは、金正恩委員長(すなわち北朝鮮)の置かれている客観的な状況が非常に厳しく「共同声明」を守る以外の選択肢はないことが窺われるからです。

アメリカ本土に届くミサイルを開発したからこそアメリカが話し合いの姿勢を示したわけですから、これ以上核武装を強化し続けることは必要でないだけでなく「人民」の正常な生活を脅かすことを意味するからです。

わずかに伝えられる情報によっても「人民」の生活をこれ以上疲弊させ飢えさせることが出来ない限度ぎりぎりの状態だと思われます。平和と豊かな生活を望む「人民」の願いを満たす以外の選択肢は現在ありません。その辺の状況を冷静に判断すれば「共同声明」をサボタージュする余地がないことは明確です。

さらに言えば、やはりアメリカの軍事的な圧力は非常に強力ですのでアメリカを怒らせて「共同声明」を反古にしてしまえば北朝鮮の存続や金正恩委員長の生死も保証されませんのでそのような選択肢はあり得ません。

ところで日本にとって最重要課題である「拉致問題」を何とかこの流れに沿って解決すべきチャンスです。「拉致問題」については北朝鮮側がすでに否定的なことを言っているようですが、そのようなことにひるむことなく日本が独自に全力を挙げて北朝鮮と正面から向き合って交渉すべき事柄です。当面はまず安倍総理から粘り強く強力に「交渉」してもらいしかありません。北朝鮮への経済支援のためにも「拉致問題」の円満な解決が必要なことは自明のことですから断固たる決意を以って全員を帰国させるよう努力すべき時です。悲観的なことなど考える余地はありません！

# 康友会入会のご案内

康友会は当事務所の顧問先様の研修・親睦団体として、各種講演会や経営懇談会、親睦旅行、パーティー、ゴルフコンペ、グルメの会等多岐にわたって活動し、多くのご賛同を得てまいりました。ご入会は法人でも個人でも受け付けております。未入会の皆様へ是非ご入会戴きますようお願い申し上げます。

特典1・康友会会員対象に毎月行われています無料法律相談を受けることができます。

特典2・年に一度行われているホテルでの総会（講演会、懇親会）に1名様まで無料で参加できます。（一般参加の方は10,000円いただいております。）

特典3・康友会が主催もしくは協賛しているセミナー（税務・法律・労務年金相談）に優先的にお値打ちに参加できます。

特典4・康友会旅行においての補助が受けられます。

特典5・過去の研修会、セミナー等のテープ・ビデオ・CD等を無料で借りられます。

特典6・康友会サロンをはじめ、当センター内会議室を無料で使用できます。

【入会金】 無料

【会費】 半期毎に18,000円 但し、中途入会は月割りです。

※お問い合わせは各担当者又は康友会事務局までお気軽にどうぞ。 TEL 052-331-1740

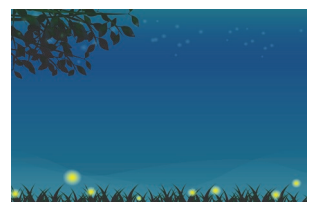
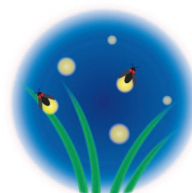
## 7月、8月の税務・労務

### 7月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
  - ◇納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月）の納付
  - ◇住民税特別徴収額の納付
  - ◇社会保険の報酬月額算定基礎届
  - ◇労働保険概算・確定保険料の申告及び納付
  - ◇労働保険料の納付（第1期）
- 16日◇所得税予定納税額の減額承認申請
- 31日◇平成30年5月決算法人の確定申告、11月決算法人の中間申告、8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
  - ◇平成30年5月決算法人の事業所税申告及び納付
  - ◇所得税予定納税額第1期分の納付
  - ◇固定資産税及び都市計画税第2期分の納付

### 8月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
  - ◇住民税特別徴収額の納付
- 31日◇平成30年6月決算法人の確定申告、12月決算法人の中間申告、9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
  - ◇平成30年6月決算法人の事業所税申告及び納付
  - ◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付
  - ◇個人事業税第1期分の納付
  - ◇個人住民税第1期分の納付
  - ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届（期限＝支払後5日以内）



## 第49回康友会総会

6月15日（金）に名古屋マリオットアソシアホテルにて、第49回康友会総会を開催いたしました。平日でしたが、多くの方々にお集まりいただき深く感謝申し上げます。

当日は、第一部総会議事、第二部講演会、第三部懇親会とし、会員様をはじめ、総勢33社（61名）の方々にお集まりいただきました。



〈会長 笹橋 美久 様〉



第一部の総会議事は、51F「ジュピター」の間にて、康友会会長の笹橋美久様のご挨拶により議案審議が始まりました。

第一号議案から第四号議案まで審議され、すべて出席者の拍手をもって承認されました。

議案議事終了後には葵総合経営センター代表杉浦康晴より挨拶がありました。

〈葵総合経営センター 杉浦 康晴〉

第二部の講演会は、引き続き51F「ジュピター」の間にて、「教えて桐谷さん、株主優待で資産運用をもっと楽しく」のテーマで、投資家・将棋棋士の桐谷広人氏をお招きし、講演をしていただきました。

株主優待で生活するに至った体験談や、株主優待で資産運用をするメリットについての解説をしていただきました。



〈講演される桐谷広人氏〉

第三部の懇親会は、16F「サルビア」の間にて、行われました。

康友会会長の笹橋美久様のご挨拶から始まり、乾杯のご発声を理事の岡庭好和様から頂きました。

今年のアトラクションは、MELA TORIO（メーラトリオ）の皆様より、「音楽で巡るヨーロッパの旅」と題してピアノ・ヴァイオリン・チェロの演奏をご披露いただき、来場者の皆様には優雅な時間を過ごしていただきました。

その後のビンゴ大会では、当選された皆様には豪華景品をお持ち帰りいただきました。



〈 理事 岡庭 好和 様 〉

〈 MELA TORIO の皆様 〉

〈 監事 橋本 浩宗 様 〉

そして康友会監事の橋本浩宗様から閉会の辞を頂き、最後に会場の皆様全員で手締めを行いました。懇親会は短い時間でしたが、大変好評のうちに終わることができました。

康友会事務局では、皆様により一層お楽しみいただける内容を盛り込んだ康友会総会を開催できるように努めていきます。そして、顧問先の皆様にお気軽にご参加いただけるセミナー、イベントを企画していきますので今後ともよろしく願いいたします。

尚、秋にも行事を予定しております。詳細が決まり次第、ご案内いたしますので、ご参加お待ちしております。  
(文責 近藤陽介)



康友会のお問い合わせ：

葵総合経営センター 康友会事務局

電話：052-331-1740



# ご案内

● 康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成30年 7月 24日 (火)  
 平成30年 8月 20日 (月)  
 平成30年 9月 18日 (火)  
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成30年 7月 24日 (火)

「うちの癒やし系」紹介

～医療法人稲垣婦人科様 編～



「我が家のアイドル、ぽちです。人間大好きで番犬にはなりません、天真爛漫なおてんば娘です。」とのコメントを頂きました。訪問するといつも玄関先まで降りてきて、大歓迎してくれます。仕事に支障が出ることも・・・(笑)

☆表紙の写真募集☆



葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花 絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

7 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

★税務・労務・経営・法律に関することなら  
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴  
 税 理 士 杉浦 正康  
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子  
 特定社会保険労務士 都築 玲香  
 特定社会保険労務士 松原 里美

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは  
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 近川純那 中島和人 小林浩子  
 加藤紀男 都築玲香 山田真義 張本美佳

皆さま、夏本番を迎えいかがお過ごしですか。

この頃、外に出ると紫外線を強く感じるの、外出には日傘が欠かせません。その上クーラーもつけるとなると、もともと出不精な私はますます家に引きこもってしまいます。室内にいても熱中症になることがあるようなので、水分補給だけは心がけようと思います。

張本 美佳